

2014年9月3日

消費者庁課徴金制度検討室 御中

特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま
理事長 河田 英正
岡山市北区奉還町1丁目7-7 オルガ5階
086-230-1316
メールアドレス shounet@okayama.coop
担当 近藤 清志

不当景品類及び不当表示防止法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案（仮称）の概要に対する意見書

【意見の趣旨】

当ネットは、消費者庁からこの度公表された「不当景品類及び不当表示防止法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案（仮称）の概要」（以下「法律案概要」という。）に関して、以下のとおり意見を述べます。

なお、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景表法」という。）への課徴金制度導入については速やかに実現させるべきです。

- ・「(1)対象行為」については適切であると考えます。特に、不実証広告（景表法第4条第2項）についても課徴金を賦課することが絶対に必要です。
- ・「(2)賦課金額の算定」については、「100分の3」という課徴金率は、不当表示の事前抑止のために十分な水準とはいえない可能性があり、当面今回予定されている水準での導入はやむを得ませんが、今後、現在の課徴金率で実効性が伴わない場合は、引き上げる方向で改めて検討されるべきです。
- ・「(3)主観的要素」については法律案概要の提案は適切です。
- ・「(7)被害回復」については、課徴金納付命令が予定される場合に、自主返金又は独立行政法人国民生活センターへの寄附を行うことにより、被害救済を図ることができるものとするは相当といえます。

【意見及びその理由】

今回の法律案概要は、これまで消費者が速やかな実現を求めてきた景表法に課徴金制度を導入するものです。従って、景表法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）に関する衆議院及び参議院の附帯決議の趣旨に沿い、次期臨時国会において、速やかに成立が図られるべきです。

1 「(1)対象行為」について

法律案概要の課徴金賦課対象行為の範囲は、適切です。

特に、不実証広告規制に係る表示について、課徴金を賦課できるものとしたことが特に重要といえます。近時、消費者庁が不実証広告として措置命令を発した、「二酸化塩素を利用した空間除菌を標榜するグッズ販売」の事例等をみても、合理的な根拠資料を有しないままに、優良誤認表示に該当する蓋然性の高い表示を行って顧客を誘引する事業者の行為は悪質であり、その取引によって得た不当な利得を課徴金によって剥奪する必要性は極めて高く、これに課徴金を賦課することは絶対に必要です。

また、一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料を提出することによって、不当表示の推定を覆すことができるとした手続も相当といえます。事業者は、自ら売り文句として当該宣伝を行っている以上、その内容については責任を持ってしかるべきです。

2 「(2)賦課金額の算定」について

課徴金率を不当表示の対象商品の売上げの「100分の3」とする点は、悪質事業者による違反行為であればあるほど、原価の僅少な粗悪品を、誇大な宣伝文句によって消費者を誘引し、高い価格で売りつける態様となり、利益率が極めて高くなる蓋然性が高いため、特に景表法違反行為の事前抑止を行うべき悪質事業者に対してのインセンティブとしては十分な水準といえない可能性があります。

従って、導入後も課徴金制度による不当表示規制の動向を見守りつつ、その実効性が不十分と認められる場合には、機動的に課徴金率の引上げが検討されるべきといえます。

3 「(3)主観的要素」について

不当表示による消費者被害が、違反行為者の故意・過失の有無を問わず生じ得るものであることに照らすと、不当表示がなされた場合においては原則として課徴金を賦課することとし、違反行為者から、自らが注意義務を尽くしていたことの証明があった場合に限り、例外的に課徴金賦課の対象から除外するものとする制度は相当です。

もっとも、注意義務を尽くしたかどうかは、事案に応じ実質的に判断されなければならないと、違反行為者の反証は合理的なものでなければなりません。形式的な注意義務を尽くせば足りるとしたり、証明の程度を軽く設定したりすることがないように、十分な注意が必要といえます。

現状においても、悪質事業者ですら、何らかの機関による研究結果や、大学教授や専門家といった権威を利用して景表法違反行為を行っている場合があり、これら形式的ないわゆるお墨付きを信頼したことだけで免責されるようなことはすべきではありません。

そのお墨付きの信用性も含めて、ある宣伝文句を利用してこれによって商品に付加価値を付けて販売しようとする事業者は、その内容について責任をもってしかるべきだからです。

4 「(7)被害回復」について

不当表示に対して課徴金納付命令が予定される場合に、事業者に対して一定の猶予期間を与え、①公正・公平な実施方法による課徴金相当額以上の自主返金を行うか、②独立行政法人国民生活センターに対する課徴金相当額以上の寄附を行うことにより、課徴金賦課を免れる機会を与えるとの制度枠組みは、消費者・事業者双方に実益のある消費者被害の回復に資する制度枠組みとして評価できるものです。

なお、違反行為に係る商品又は役務の購入者が特定できない場合又は特定できても取引額が不明な場合については、「課徴金制度における被害回復の制度設計案（イメージ）」中のステップⅡの寄附ができることを明確にすべきといえます。

以上